

「真庭市環境学習業務」に関する  
参加意思確認及び提案を求める公告

このことについて、下記のとおり、真庭広域廃棄物リサイクル事業協同組合を相手方として、随意契約手続きを行う予定としているが、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する他の者の有無を確認する目的で、提案書等の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、下記3の応募要件を満たす提案者がいない場合は、下記契約予定先との随意契約手続きに移行する。

なお、下記3の応募要件を満たす提案者がいる場合にあっては、下記契約予定先及び当該応募者の提案書等について審査を行い、契約相手先を選定する。

本公告に係る契約締結は、当該契約に係る令和7年度予算が成立し、当該予算が執行可能となることを条件とする。真庭市議会において、予算案の否決が生じた場合などは、本市の事情により当該契約手続きを中止する場合がある。中止とした場合、本市は一切の責任を負わないものとする。

令和8年2月20日

真庭市長 太 田 昇

1. 業務概要

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 業務名   | 真庭市環境学習業務           |
| (2) 業務期間  | 契約締結日～令和9年3月31日     |
| (3) 業務内容  | 別紙「真庭市環境学習業務仕様書」による |
| (4) 契約限度額 | 8,483,200 円 (税込み)   |

## 2. 契約予定先

岡山県真庭市久世 2411  
真庭広域廃棄物リサイクル事業協同組合

## 3. 応募要件

当該提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする

### (1) 基本的要件

- ①市に入札参加資格審査申請書【各種業務委託】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- ②真庭市内に事業所（本店または営業所）を有する法人又は個人であること。
- ③公示日現在から受託候補者特定の日まで真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑤破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ⑥会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑦次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力

団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## (2) 技術的要件

当該事業に類似した環境学習事業の実績があり、希望する市内小中学校に適切な業務実施できるものであること。

## 4. 事務を担当する課の名称

真庭市生活環境部環境課

〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2

電話：0867-42-1113 FAX：0867-42-7455

## 5. 契約条項を示す場所

上記4の場所

## 6. 応募手続等

### (1) 応募様式等の配布期間

令和8年2月20日(金)～令和8年3月3日(火)までの午前9時から午後5時までとする(閉庁日を除く)

### (2) 応募様式等の配布場所

上記4の場所に同じ。また、真庭市ホームページからダウンロードすることが

できる URL [https://cms2024.city.maniwa.lg.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif\\_id=97572](https://cms2024.city.maniwa.lg.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=97572)

(3) 参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年3月4日（水）正午必着

イ 提出場所 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）すること

エ 添付書類

・法人の概要が分かる資料（様式第2号） …1部

・過去5年以内の事業実績（任意様式とし、A4版とする） …1部

(4) 参加資格要件の審査

①審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者については、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けたものは、この提案に参加することができない。

②参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格要件不適合通知を受け取った者、は令和8年3月11日（水）までに上記4の宛先に FAX する方法により、説明を求める書面を提出することができる。

7. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年2月27日（金）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式第3号）により、上記4の宛先に FAX すること。

※FAX 以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日

令和8年3月2日（月）

(4) 回答方法

FAX により回答する。また、必要に応じて真庭市ホームページに掲載する。

(5) その他

提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8. 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年3月4日(水) 正午必着

(2) 提出場所 上記4の場所に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る) すること

(4) 提出書類

①提出書類等

- ・真庭市環境学習業務に関する提案書の提出について(様式第4号) …1部
- ・真庭市環境学習業務に関する提案書(任意様式とし、A4版とする) …1部

なお、提案書には概ね次の項目について記載されていることが必要である

ア 本業務の実施方針

応募した動機、業務特性に応じた事業者としての事業実施への取組方針について、記載すること。

イ 実施体制

業務を執行する上での管理責任体制、業務執行体制などについて、組織図又はフロー図などを用いてわかりやすく表すこと。フロー図などには、具体的に技術者の氏名を明記し、その役割分担についても明確になるよう表記すること。なお、技術者が当該年度において、他に実施している関係業務の内容を記載すること。

また、協力者や共同実施者がある場合、専門機関、地域の団体等とどのように連携・協力して業務を実施する計画なのかを記載すること。類似業務の実績等についても記載すること。業務の一部を外注する予定の場合は、その業務、外注先(予定)について補記すること。

ウ 各種業務の実施方法、技術提案

仕様書12に示す業務内容ごとに、その業務の進め方、実施内容、実施手法に係る技術的な提案、事業実施における提案者の強みなどについて、具体的に

記入すること。なお、業務量・質・業務プロセスなどの分析方法、効果的かつ実効性のある計画とするために重視することを具体的に示すこと。

また、本業務終了後の継続的な取り組みとするための考え方、手法を具体的に示すこと。

#### エ 業務完了までの計画工程

業務開始から業務完了までのスケジュールについて、表を用いて提案すること。

#### オ その他

その他、仕様書に定めのない業務、提案、アピールしたい点等について記載すること。

#### ②その他

ア 表紙及び目次を含め15枚(30ページ)を限度とすること。

・見積書(様式は任意とする)…1部

### 9. 提案書の審査方法(契約予定先以外から申請があった場合)

#### (1) 審査方法

設置する選定委員会において、別に定める審査要領により、提案書等の内容を審査し、契約締結予定者を選定する。

#### (2) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

### 10. その他

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、提出書類を無効とし、入札参加停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。

(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。